

「こども」の表記方法について

“こども”の表記方法については、「認定こども園」、「子ども・子育て支援法」、「放課後子供教室」など、施設、法律、事業名で表記方法が異なります。

このたび、“こども”の表記方法を以下のとおり定め、運用しておりますことをご報告します。

【“こども”の表記方法】

① 法律や条例、あるいは国の計画・事業名・組織名等において、既に固有名詞として使用されているものについては、その表記に準じる。

(例)「子ども・子育て支援事業計画」、「放課後子どもプラン」、「放課後子供教室」、「認定こども園」、「こども支援局」等

② 上記①以外で、広く一般的に「こども」を表現する場合については、「子供」を使用する。また、文献等を要約して表記する場合についても、「子供」を使用する。

(例)「次代の社会を担う子供が健やかに…」、「放課後の子供の居場所づくりを推進し…」

③ 上記①に基づく使用に関連して、「子ども・子育て…」と表記する方が望ましい（文章表現上、混乱しない等）と判断される場合に限って、例外的に「子ども」を使用する。

(例)「子ども・子育て支援」、「子ども・子育て関連3法」等

④ 今後、国等から、「こども」の表記方法に関する通知の発出等があった場合には、適宜ルールを見直す。